

青森短期大学教授会規程

第1条 教授会は本学の重要事項を審議決定する。

第2条 教授会は専任の教授、准教授をもって構成する。

第3条 教授会は次の各号に掲げる事項を審議決定する。

1. 講義及び学科目の設置、廃止並びに教育課程の編成に関する事項
2. 教育研究施設の設置、廃止に関する事項
3. 授業及び教育指導に関する事項
4. 学生の入学、退学、休学、転学、卒業に関する事項
5. 学生の賞罰に関する事項
6. 科目等履修生、研究生、委託学生に関する事項
7. 教員資格審査及び選考に関する事項
8. その他本学の教育、研究並びに運営に関する重要事項

第4条 学長は教授会を招集し、その議長となる。学長が事故あるときは学長の指名した者が議長となる。

第5条 定例教授会は毎月1回とする。但し、次の場合は臨時教授会を開くことができる。

1. 学長が召集の必要を認めたとき。
2. 構成員の3分の2以上の要求があったとき。

第6条 教授会は構成員の3分の2以上の出席によって成立する。

第7条 教授会は議決をなすときは、特に必要な場合のほか、出席した構成員の過半数をもって決定する。

第8条 教授会は必要により第2条に掲げる構成員のほかに本学教員を審議に参加させることができる。

第9条 教授会に書記をおく。

第10条 教授会は特定問題を処理するための小委員会を設けることができる。

第11条 この規程は構成員の3分の2以上の賛成がなければ改変することができない。

附 則

1. この規程は昭和37年4月1日から適用する。

2. 教授会の定例開催日は当分の間毎月第2水曜日とする。
3. 教授会の期日、議題は原則として1週間前に全構成員に文書をもって通知される。
4. この規程は昭和42年5月1日より施行する。

附 則

この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。